

共済適用表示

※

障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届

54	*基礎年金番号（１０桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。												
受給権者	① 個人番号（または基礎年金番号）および年金コード	個人番号（または基礎年金番号）										年金コード	
	② 氏名	(フリガナ)											
	③ 生年月日	大・昭・平・令				年		月		日			
	④ 住所	〒											
	⑤ 電話番号	()											
	⑥ 平成26年11月以前の期間について、配偶者は児童扶養手当を受給していますか ※注	はい ・ いいえ （「はい」の場合は裏面へ）											

配偶者	⑦ 配偶者の個人番号（または基礎年金番号）	個人番号（または基礎年金番号）											
	⑧ 配偶者の氏名	(フリガナ)											
	⑨ 配偶者の生年月日	大・昭・平・令				年		月		日			
	⑩ 受給状況	現在、公的年金制度等から老齢・退職または障害を支給事由とする年金を受けていますか				ア 老齢・退職の年金を受けている イ 障害の年金を受けている ウ いずれも受けていない							
		受けているときは、その公的年金制度の名称および年金証書の基礎年金番号・年金コード、恩給証書等の記号番号		名 称									
		基礎年金番号・年金コード等											
	⑪ 該当日	平成・令和				年		月		日			
⑫ 該当理由	01. 受給権発生後の婚姻・再婚 11. 受給権発生後の婚姻・再婚（法施行前） 04. 生計維持関係の復活 14. 生計維持関係の復活（法施行前）												

※機構記入欄	諸変更コード	5 4 - 0 4	理由コード		改定年月日	平・令 7 9	年		月		日	
	続柄コード	1	障害状態コード	0								
	配偶者基礎年金番号		—		配偶者年金コード			配偶者状態表示				

子供（一人目）	⑬ 子供の氏名		(フリガナ)											
	⑭ 子供の生年月日		昭和・平成・令和				年		月		日			
	⑮ 個人番号													
	⑯ 障害状態にありますか		ある ・ ない											
	⑰ 該 当 日		平成・令和				年		月		日			
	⑱ 該当理由		02. 受給権発生後の子の出生・養子縁組（再養子縁組） 03. 子の障害該当 04. 生計維持関係の復活 05. 児童扶養手当からの選択換え 12. 受給権発生後の子の出生・養子縁組（法施行前） 13. 子の障害該当（法施行前） 14. 生計維持関係の復活（法施行前）											
	⑲ 児童扶養手当の受給対象ですか ※注		はい ・ いいえ											
※機構記入欄	諸変更コード	5 4 - 0 4	理由コード			改定年月日	平・令 7 9	年		月		日		
	続 柄コード	2	障害状態コード											

子供（二人目）	⑬ 子供の氏名		(フリガナ)											
	⑭ 子供の生年月日		昭和・平成・令和				年		月		日			
	⑮ 個人番号													
	⑯ 障害状態にありますか		ある ・ ない											
	⑰ 該 当 日		平成・令和				年		月		日			
	⑱ 該当理由		02. 受給権発生後の子の出生・養子縁組（再養子縁組） 03. 子の障害該当 04. 生計維持関係の復活 05. 児童扶養手当からの選択換え 12. 受給権発生後の子の出生・養子縁組（法施行前） 13. 子の障害該当（法施行前） 14. 生計維持関係の復活（法施行前）											
	⑲ 児童扶養手当の受給対象ですか ※注		はい ・ いいえ											
※機構記入欄	諸変更コード	5 4 - 0 4	理由コード			改定年月日	平・令 7 9	年		月		日		
	続 柄コード	2	障害状態コード											

※注⑥欄および⑱欄は平成26年11月以前分の障害基礎年金等の子の加算について届出する場合のみご記入ください。

生計維持申立													
左記および上記の加算額・加給年金額の対象者は、生計を維持していることを申し立てる。													
令和		年		月		日		受給権者氏名					



子の加算請求に係る確認書

私は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」を提出するにあたり、障害基礎年金等の子の加算金について、下記の説明を受けたことを確認します。

記

障害基礎年金等の子の加算について

1. 平成 26 年 11 月以前の期間については、障害基礎年金等の子の加算を受給すると、配偶者が受給している児童扶養手当は資格喪失または減額となります。
2. 障害基礎年金等の子の加算について手続きをすると、後日「支給額変更通知書」が届きます。
また、既に配偶者が児童扶養手当を受給している場合は、配偶者がお客様の「支給額変更通知書」を持参のうえ、市区町村役場へ「児童扶養手当資格喪失届」または「児童扶養手当額改定届」を提出する必要があります。
3. 今回届出のありました「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」について、住所地の市区町村役場へ情報提供されることをご承知願います。
なお、個人情報については児童扶養手当からの移行以外の目的で使用することはありません。

令和 年 月 日

申出人（障害年金受給権者）

個人番号(または基礎年金番号)

住所.....

氏名.....

電話番号..... ()

代理人

住所.....

氏名.....

申出人との続柄.....

電話番号..... ()

◎この届書は、以下のいずれかに該当したときにご提出ください。

- 障害給付の受給権者が、受給権発生後において、生計を維持する配偶者や子を有するに至ったとき。
 - 障害給付の受給権者が、国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号。以下「法」という。）の施行日（平成23年4月1日）において、現に当該受給権者によって生計を維持している配偶者や子（受給権発生以後に生計を維持するに至った者に限る）を有している場合。
- 〔◆ 障害給付の制度によって、配偶者および子の加算ができない場合もありますのでご注意ください。〕

＜記入上の注意＞

- ・太枠のみご記入ください。（※印欄は、記入の必要がありません。）
- ・③、⑨および⑭の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和15年6月5日

- 生まれの場合は、

大	昭	平	令
1	5	0	6
0	6	0	5

のようにご記入ください。
- ・⑥で配偶者が児童扶養手当を受給しており、児童扶養手当の受給対象であるお子様について、平成26年11月以前の期間において障害基礎年金等の子の加算への移行を希望される場合は、子供の欄を記入の上、左記の「子の加算請求に係る確認書」をご確認のうえ、申出人欄に個人番号（または基礎年金番号）、住所、氏名および電話番号をご記入ください。
 - ・⑦～⑫は配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含む。）についてご記入ください。
 - ・⑩の受給状況については、障害厚生年金等を受ける方であって、加給年金額の対象者である配偶者（夫または妻）の年金についてご記入ください。上欄は、該当する文字（ア・イ・ウ）のいずれかを○印で囲んでください。アまたはイに該当する方は、中欄および下欄にもご記入ください。

「公的年金制度」とは次の制度です。		
1. 国民年金法	2. 厚生年金保険法	3. 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)
4. 国家公務員共済組合法(JT、JR、NTTの三制度を含む)(昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)		
5. 地方公務員等共済組合法(昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	6. 私立学校教職員共済法	
7. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法	8. 恩給法	9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合		
11. 改正前の執行官法附則第13条	12. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	13. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

- ・⑬～⑮は18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子（厚生年金保険法または国家公務員共済組合法等の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子を含む）についてご記入ください。
 - ・⑪および⑰の該当日については、婚姻日や出生日等、生計を維持する配偶者や子を有することとなった日（以下「事実発生日」という。）をご記入ください。
- ◆ 事実発生日が法施行日の前日（平成23年3月31日）以前にあり、法施行日において、現に当該受給権者によって生計を維持している配偶者や子を有している場合は、平成23年3月31日とご記入ください。
- ・障害給付の受給権者で、加給年金額の対象者がある方は、「生計維持申立」欄に生計を維持していることの申し立てをしてください。
 - ・黒インクのボールペンでご記入ください。

◎この届書に添えなければならない書類

- ・加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の抄本（住民票でこれにかえることはできません）
- ・加給年金額の対象者が、受給権者によって、生計維持されていることを証する書類（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）
- ・加給年金額の対象者のうち、厚生年金保険または国家公務員共済組合法等の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は、年金事務所にあります。）また、次の病気やけがによるときは、レントゲンフィルム

ア 呼吸器系結核	イ 肺化のう症	ウ けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）
エ その他認定又は審査に際し必要と認められたもの		

- ・⑥で「はい」を○印で囲んだ方は、児童扶養手当額が確認できる書類の写し（児童扶養手当証書等）
- ・⑩でア、イを○印で囲んだ方は、その年金証書、恩給証書またはこれに準ずる書類の写し

＜添付書類の取扱いについて＞
■ 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本をご提出ください。
■ 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

- 【個人番号（マイナンバー）を記入した場合の添付書類について】
- 届出者のマイナンバーを記入した場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
- お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。
- なお、加算額・加給年金額対象者のマイナンバー確認書類および身元（実存）確認書類の添付は不要です。
- ① マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
- ※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。